

南魚沼市民病院

平成 30 年 6 月号

認知症疾患医療センターだより

理念

私たちは、自然のうるおいの中で、人それぞれの、希望に満ちたくらしを支え、地域医療を推進します。

基本方針

1. 市民の安全・安心を支える医療を提供します
2. 患者さん中心のチーム医療を推進します
3. 健康増進を目指し、予防医療の充実を図ります
4. 確かな知識と技術を有する心豊かな医療人を育成します
5. 良質な医療を継続するため、経営の健全化に努めます



記事 研修会のご案内
認知症相談室より「暮らしに役立つ制度」について
29年度の実績

山開き、海開きを迎える季節になりました。今年の予報では6月から7月までは平年に比べ曇りや雨の日が多く、8月は平年に比べ晴れの日が多くなるそうです。熱中症が急増するのは7月。日中の炎天下だけではなく体が暑さに慣れていない時期や高温湿度、風が弱い環境では室内でも、夜でも多く発生しています。特に高齢の方にはこまめな水分摂取、早めのエアコン（扇風機）など積極的に声をかけていきたいものです。



7/28
(土)

福祉・介護・医療従事者のための認知症研修会

「認知症とお薬の話」

～ 認知症によく使われる薬の特徴と上手なつかい方～

時間 午後 2 時～3 時半 (受付/午後 1 時半～)

会場 南魚沼市民病院 2 階 多目的ホール

講師 ゆきぐに大和病院薬剤科 薬剤師 根津由紀子
認知症疾患医療センター 認知症看護認定看護師 岡村真由美

暮らしに役立つ制度

認知症の発症によって生活、仕事、育児に困難が生じご本人やご家族の生活や人生に大きな影響を及ぼすことがあります。特に若年認知症は現役世代であり、仕事の制限や辞めざるを得なくなる場合もあり経済的に困窮するケースもあります。ご本人とご家族の生活に関連した主な制度について紹介します。

仕事を続けたい



新潟産業保健総合支援センター

患者である労働者の方が治療を受けながら安心して働き続けることができるように専門職が個別に相談支援を行います。

★独立行政法人

労働者健康安全機構 新潟産業保健総合支援センター

労働衛生専門職（両立支援担当）

025-227-4411

障害者就労・生活支援センター

就業を希望される障害者の方、あるいは在職中の障害者が抱える問題について就業支援担当、生活支援担当が協力し就職面、生活面の支援を行います。

★障害者就労・生活支援センターあおぞら
025-752-4486



傷病手当金

健康保険または共済組合の被保険者が病気やけがで仕事を休んでいるときに受給できます。

（国民健康保険にはこの制度はありません）休職中の期間に申請して経済的な支援を受け、退職後に利用する制度（障害年金等）について関係者との相談を始めておきましょう。

詳しくは社会保険担当者に相談してください。

自立支援医療（精神通院医療）

認知症を含む精神疾患で通院する場合に、通院医療費の自己負担を軽減する制度です。薬代や往診、精神デイケア、訪問看護も含まれます。入院医療費は対象外です。

雇用保険（失業給付）

雇用保険の被保険者が何らかの理由により離職したとき、失業中の生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるように支援するため支給される給付です。

★ハローワーク南魚沼 025-772-3157

休職したり、退職する

精神障害者保健福祉手帳

認知症を含む精神疾患のある人について、その障害があることを証明するものです。初診日から6か月以上経過したのちに申請できます。病状や日常生活などの支障の程度により等級（1～3級）があります。

【利用できるサービス】

- ①税制上の優遇措置（所得税、住民税など）
- ②生活保護の障害者加算
- ③公共施設などの利用料の減免
- ④その他 駐車禁止指定車指標の交付（1級のみ）・携帯電話の基本使用料等の割引等・NHK受信料の減免など

子どもの教育費を補助する



就学援助 : 経済的な理由で小・中学校にかかる費用にお困りの保護者に、学用品費などを援助する「就学援助制度」を設けています。国（文部科学省）には、高校生等への修学支援として「高等学校等就学支援金制度」があります。

奨学金 : 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在学し、経済的理由により就学に困難がある優れた学生に対して奨学金が貸与されます。特に優れた学生および経済的理由により著しく就学に困難な人を対象にした無利息の第一種奨学金と年利3%を上限とする利息つきの第二種奨学金があります。

各都道府県において高校生等奨学給付金、その他の修学支援策を行っています。本制度は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。国公私立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満（市町村民税所得割額が30万4,200円（モデル世帯（注）で年収約910万円）未満）の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給します。

税金や医療費、保険料の支払い



医療費控除（所得税・住民税） : 納税者本人や納税者本人と生計を共にする家族のために支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を引いた額が、1年間（1～12月）で10万円（所得の合計額が200万円未満の人はその額の5%）を超える場合に、その超える金額が所得から控除されます。控除の最高限度は200万円で確定申告が必要です。紙おむつの購入で税金の一部が還付されます。傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりで医師の治療を受け、おむつを使う必要があると認められた場合に限りです。※詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

国民健康保険の減免 : 家族全員の合計所得額が国の定める所得基準以下の世帯の法定減額や市町村が定める基準により減額または免除を受けられる場合があります。詳しくは市町村の国民健康保険窓口までお問い合わせください。

国民年金保険料の減免 : 障害等級が1級・2級による障害年金の受給中は、国民年金保険料が法定免除されます。なお、障害共済年金および障害等級3級による障害厚生年金は法定免除の対象外となります。詳しくは市町村の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

高額療養費 : 同じ月の医療費の自己負担額が高額になった場合、上限額を超えた部分が高額療養費として払い戻されます。上限額は年齢、世帯、所得状況に応じて決まります。還付が見込まれる方には、受診してから早くて2か月後に「高額療養費支給支援書」をお送りしています。届いたら申請してください。領収書がない場合は還付できません。領収書は大切に保管しましょう。

◎入院等で医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」を申請しましょう。

高額医療・高額介護合算療養費制度 : 医療費の負担と介護費の負担の両方の負担があることによって、家計の負担が重くなっている場合、その負担を軽減するために設けられた制度です。世帯内の同一医療保険の加入者の方について、1年間（8月1日～翌年7月31日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請によって自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

生命保険 : 生命保険契約で保険金が支払われるのは、「死亡」時の死亡保険金と「高度障害状態」時の高度障害保険金です。重度の認知症は「高度障害状態」に認定される場合があります。認知症が重度なら生命保険会社に相談してみるとよいでしょう。なお、高度障害保険金が支払われると死亡保険金の支払いはありません。加入時期、加入会社により内容は異なります。加入している保険の保険証券、約款、契約のしおり等を確認しましょう。

運転免許を返したとき

運転免許返納制度：運転免許証を返納すると、以下のいずれかの支援を受けることができます。

- ・市民バス回数乗車券（10000 円分）
- ・越後交通（株）バス回数乗車券（10000 円分）
- ・市民バスと越後交通（株）のバス回数乗車券（各 5000 円分）

※支援は一人 1 回のみです。

申請手順

- 1、南魚沼警察署交通課で運転免許証の返納手続きを行います。
（代理人による申請はできません。返納すると運転してきた車に乗って帰ることはできません）
- 2、市役所環境交通課で申請手続きを行います。（申請期間：返納日から 6 か月以内）



年金や手当

障害年金：年金加入中に病気やけがをし、障害が残り、日常生活や労働に支障が出た時に支給されます。初診日から 1 年 6 か月目の症状で決まります。通常決定までに 3 か月ほどかかります。

障害者手当：厚生年金保険や共済組合などに加入している間に傷病で一定の障害状態になったが、その症状が軽いために障害年金に該当しなかったときの一時金です。初診日から 5 年以内に傷病が治り各年金制度で定められる程度の障害状態に該当している場合です。

特別障害者手当：身体または精神に著しい障害があるために、日常生活で特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅障害者に支給させる制度です。身体障害者手帳 1～2 級程度、またはそれと同程度の精神障害を有する方が対象となります。認知症の人の場合、身体的には歩行などが可能な状況であっても、常時介護が必要な状態であれば、該当する場合があります。ただし、生計を共にする家族の合計所得が基準を超える場合や特別養護老人ホームなど施設入所の場合、病院などの入院期間が 3 か月を超えた場合は対象外になります。

障害者控除・特別障害者控除（所得税・住民税）：納税者自身や配偶者、扶養親族が税法上障害者にあてはまる場合は、一定額の所得控除（課税対象所得から差し引かれる）を受けることができます。精神障害者保健福祉手帳で 1 級の人には特別障害者控除、2 級、3 級の人には障害者控除の対象になります。

在宅要介護高齢者家族手当：南魚沼市では 65 歳以上で要介護 4 以上の高齢者を 3 か月以上（対象期間 1 月から 12 月）在宅で常時介護している家族に手当を支給します。介護を受けている人が、特別障害者手当や福祉手当を受給している場合は対象になりません。年 1 回、3 月に 30,000 円を支給します。

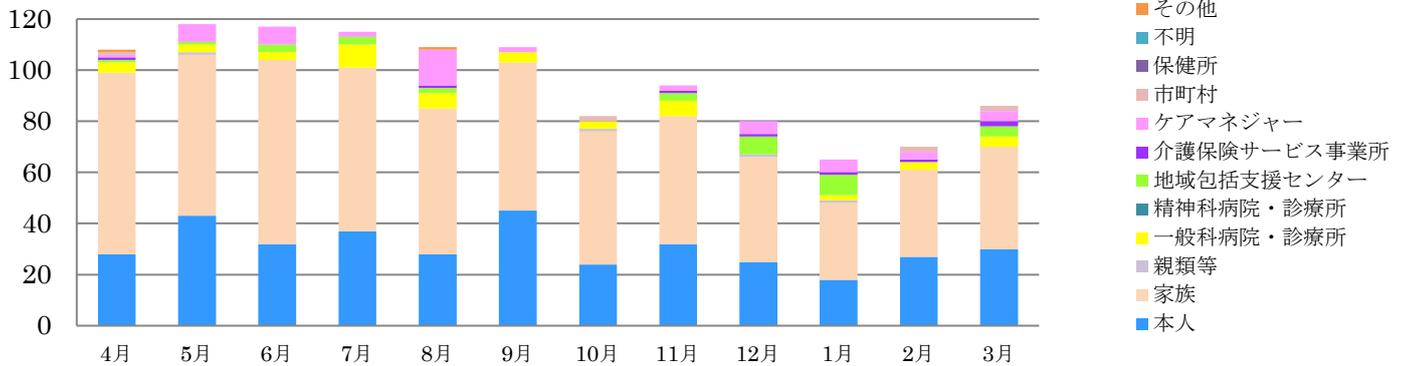


その他、認知症の症状や受診の相談、財産や権利、介護保険サービスなどについては、南魚沼市介護保険課が発行している「認知症あんしんガイド」「介護保険ご利用の手引」をご覧ください

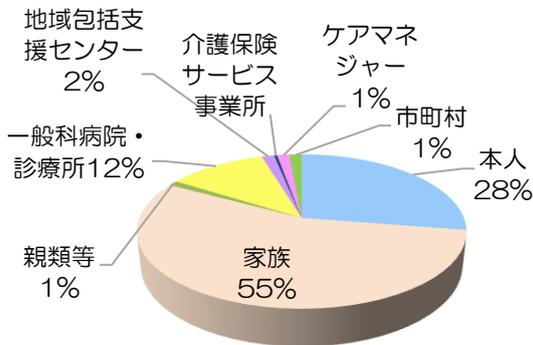
平成 29 年度の実績報告

1. 専門医療相談

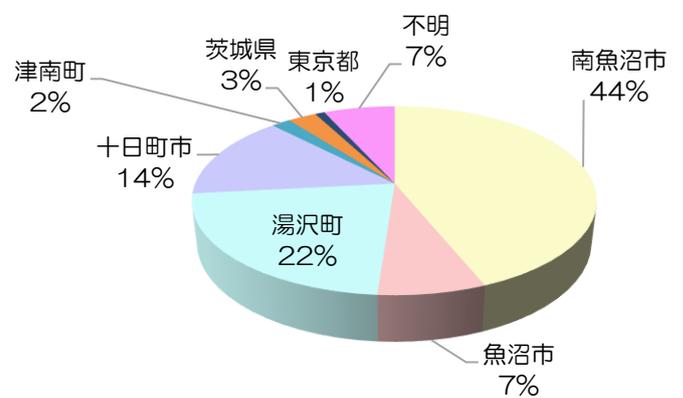
相談者と相談件数（月別）



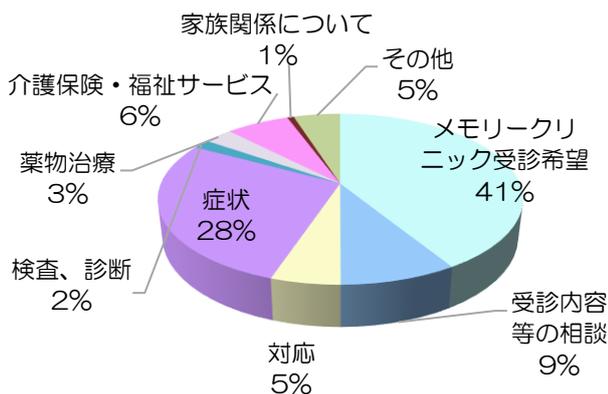
最初の相談者



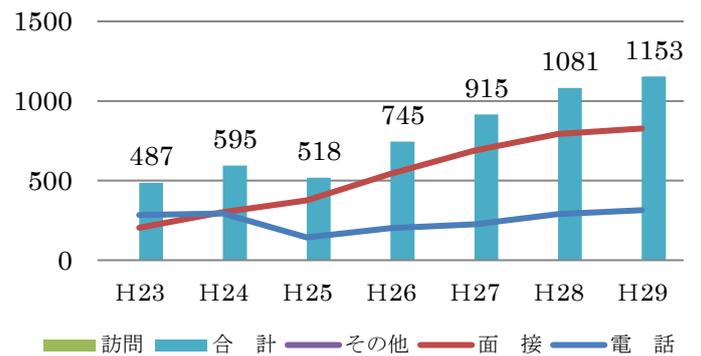
被相談者の居住地



相談内容



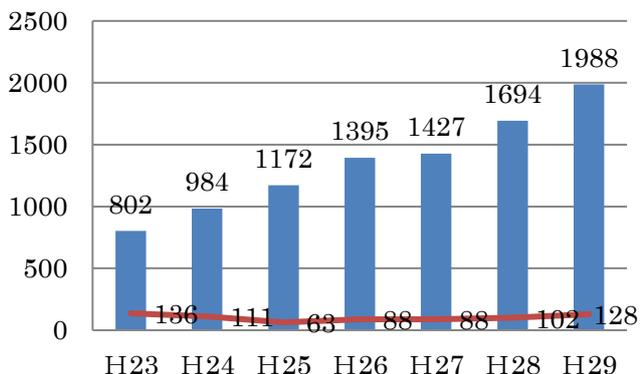
専門医療相談数（経年）



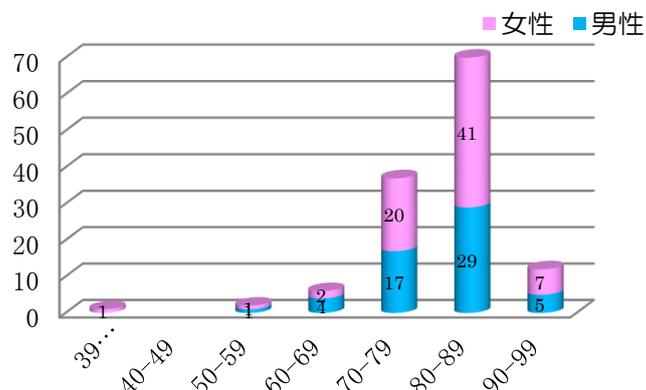
- ◇ 相談者数は延べ 1153 人（前年 1081 人）でした。
- ◇ 最初の相談者はご家族が 55%（54%）、ご本人が 28%（24%）で、ご家族からの相談が増加しました。
- ◇ 専門医療相談数は新規月平均 23 件（21 件）、全体では月平均 96 件（65 件）でした。
- ◇ 相談内容はメモリークリニック受診希望、症状の相談、対応の順に多くなっています。

2. メモリークリニック

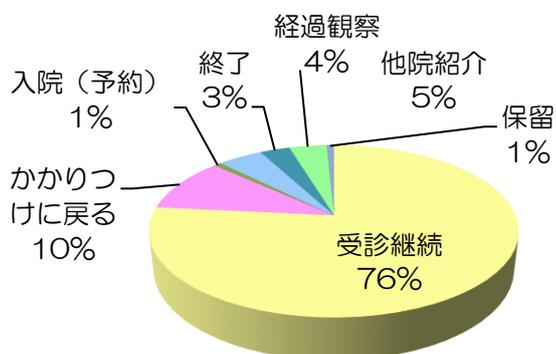
メモリークリニック外来患者数



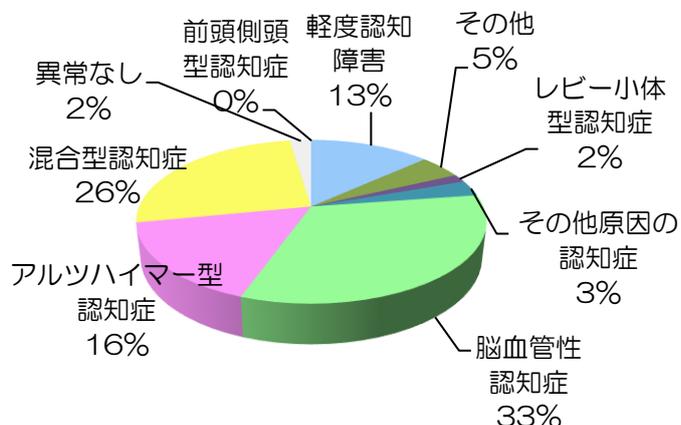
初診者の性別・年齢



受診後の転帰

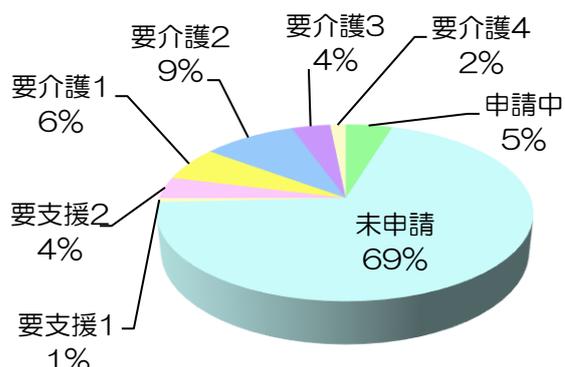


鑑別診断



- ◇ メモリークリニック受診者数は延べ1988人(前年1694人)で、年々増加しています。
- ◇ 初診者は女性>男性、平均年齢は80.2才(昨年79.3才)でした。年代では80代が最も多くなっています。
- ◇ 鑑別診断では脳血管性認知症33%、混合型認知症26%、アルツハイマー型認知症16%でした。
- ◇ 受診者の約7割は介護保険(要介護認定)を受けておらず、認定を受けている方は要支援、要介護1.2(軽度)が8割を占めています。

要介護認定



南魚沼市民病院 認知症疾患医療センター

〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町 2643 番地 1
 電話: 025-788-1222 (代表)
 電話: 025-772-2604 (直通)
 FAX: 025-772-2603

